

いぶき苑一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日 ~ 平成34年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：労働者が子供の看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より
利用しやすい制度の導入。

<対策>

- ① 「時間有休」取得の制度を制度化している
- ② 平成29年度～
 - ・看護のための休暇を取得できることを、職員に周知する。
 - ・労働者が休暇を取りやすいように、シフトを考慮する。
 - ・有給休暇の取得を奨励する

目標2：男性の子育て目的の休暇の取得促進

<対策>

- ① 平成29年度～
 - ・男性職員も、子供の看護のための休暇を取得できることを、職員に周知する。
 - ・男性職員も、子供の看護のための休暇を取得しやすいように、シフトを考慮する。
 - ・時間有休、有給休暇の取得を奨励する

■次世代育成支援対策推進法とは

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されています。この法律は平成26年度末までの時限立法でありましたが、法改正により法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。（平成26年4月23日施行）

企業が取り組むこと

○この法律において、企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」（下記参照）を策定することとなっており、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています。（100人以下の企業は努力義務）

認定・特例認定を申請できます

○企業の自発的な次世代育成支援に関する取組を促すため、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

認定・特例認定を受けると

○認定、特例認定を受けた企業は、子育てサポート企業としてそれぞれ「認定マーク（愛称：くるみん）」、「特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）」を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができ、この結果、企業イメージの向上や、優秀な労働者の採用・定着を図ることができます。

※特例認定後は、行動計画の策定・届出義務が免除される代わりに、「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表を行う必要があります。

○認定・特例認定を受けた企業には、税制優遇措置（くるみん税制）や、公共調達による加点評価があります。

■一般事業主行動計画とは

企業が次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

行動計画に書くべきこと

○企業は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、行動計画に以下の内容を定めます。

①計画期間 ②目標 ③目標を達成するための対策の内容と実施時期

行動計画を策定したら

○常時雇用する労働者が101人以上の企業には、行動計画を策定・届け出るとともに、一般への公表、労働者への周知が義務付けられています。（100人以下の企業は努力義務）

常時雇用する労働者とは

正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する労働者を指します。

①期間の定めなく雇用されている者

②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）。

ホームページで公表・職員への周知

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 平成 29 年 3 月 17 日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな) (しゃかいふくしほうじん
はくじゅかい)

一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人 白寿会

(ふりがな) (りじちょう あさの あきひこ)
(法人の場合) 代表者の氏名 理事長 浅野 明彦 印

主たる事業 介護事業

住 所 〒503-2107
岐阜県不破郡垂井町岩手 4538 番地

電 話 番 号 0584-22-5211

一般事業主行動計画を(策定・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第 12 条
第 1 項又は第 4 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 135 人 (うち有期契約労働者 65 人)
 - ① 男性労働者の数 34 人
 - ② 女性労働者の数 101 人
2. 一般事業主行動計画を(策定・変更)した日 平成 29 年 2 月 21 日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容 (既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 34 年 3 月 31 日 (5 ヶ年)
5. 規定整備の状況
 - ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 (有・無)
 - ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有・無)
6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 平成 29 年 5 月 1 日
7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用 (両立支援のひろば・自社のホームページ・その他 ())
 - ② その他の公表方法 ()
8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
 - ② 書面の交付
 - ③ 電子メールの送信
 - ④ その他の周知方法 ()
9. 次世代育成支援対策の内容 (第二面・第三面に記載すること)
10. 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定 (くるみん認定) の申請をする予定 (有・無・未定)
11. 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 に基づく特例認定 (プラチナくるみん認定) の申請をする予定 (有・無・未定)

一般事業主行動計画の担当部局名	特別養護老人ホーム いぶき苑
(ふりがな)	(みやがわ あさみ)
担当者の氏名	宮川 麻実